

令和8年度 介護保険施設等整備事業者募集（特定施設） 書類審査項目

審査項目		項目毎の 合計点 (最大)	評価基準・視点	配点
1	応募者及び安定的 経営	24	高知市内の法人であり、かつ介護保険サービスを展開している法人である	7
			令和7年10月1日以前から現在まで、継続して複数の介護保険サービスの運営実績がある	4
			事業開始時の運転資金（年間事業費3/12以上に相当する額）は、寄付金又は預貯金により確保できている	5
			直近の貸借対照表等において債務超過でない	5
			社会福祉法人である	3
2	施設の設置環境	4	来客用駐車スペースを入居定員の10%以上分確保する	2
			最寄りの公共交通機関から事業所までの道路延長が300m未満である	2
3	整備用地	3	自己所有地又は購入予定地である	3
4	施設の機能性	6	入居者家族等来客者用の宿泊室を設置している（他の室との兼用不可）	2
			職員の休憩室を設置している（他の室との兼用不可）	2
			福祉避難所として指定を受けている	2
5	人員配置	20	管理者は、当該事業所の管理者業務のみに専従する	4
			常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置する	4
			計画作成担当者は、当該施設の常勤職員かつ、介護支援専門員業務の経験年数が3年以上の者を配置する（利用者の処遇に支障がない場合は、他の職種との兼務可）	4
			当該事業所の正規職員（雇用期間の定めがない、常勤の職員）の比率が50%以上である	4
			介護職員（非常勤職員を含む。）総数のうち、常勤換算で60%以上は介護福祉士の有資格者を配置する	4
6	利用料の設定	10	軽費老人ホームである（低所得者層向けの入居施設である）	7
			軽費老人ホーム以外の施設は、生活保護受給者が入居する場合、利用料の総額を生活扶助と住宅扶助の合計額以下に設定し、かつ家賃を単身住宅扶助特別基準額以下に設定する。	
			保証金（敷金）等を徴収しない	3
7	非常災害に対する体制	5	備蓄品（食料や備品等）の確保	5
8	医療機関	3	協力歯科医療機関を定める	3
最高点		75		

令和8年度 介護保険施設等整備事業者募集（特定施設） 書類審査項目

◆以下に該当する場合、それぞれ減点評価となる。

審査項目	内 容	
応募者の状況 ・令和3年4月1日以降、右記内容に該当する事実があればそれぞれ減点	老人福祉法に基づく老人福祉計画又は介護保険法に基づく介護保険事業計画に基づき整備許可を受けた事業について、整備許可の取消を受けた又は整備許可を辞退した	▲5
	高知県内に所在する介護保険サービス事業所において改善命令、改善勧告又は役員の解雇勧告を受けた	▲20
施設の設置環境 ・転換対象施設が、高知県防災マップで指定する右記区域に該当する場合はそれぞれ減点（重複減点あり）	「土石流警戒区域」「急傾斜地警戒区域」「地すべり警戒区域」「砂防指定地」のいずれかに該当（※）	▲20
	「洪水浸水想定区域」に該当（※） ・浸水深の程度に関わらず	▲5
	「津波浸水想定区域」に該当（※） ・浸水深の程度に関わらず	▲10

（※）減点に該当する場合、プレゼン審査において“想定される災害への対応策”や“減災への取組”を発表すること（プレゼン審査 大項目2『非常災害に関する体制』）。